

国立大学法人岐阜大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程

平成19年10月1日
規程第28号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 開示（第3条―第9条）
- 第3章 訂正（第10条―第15条）
- 第4章 利用停止（第16条―第19条）
- 第5章 審査請求（第20条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「部局等」とは、各学部、各研究科、図書館、各センター（岐阜大学学則第9条から第11条までに掲げる組織をいう。）、医学部附属病院、学部附属の各学校、各機構、情報連携統括本部、新学部設置準備室、大学本部各部及び監査室をいう。

二 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

三 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方

式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

四 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

五 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

六 「保有個人情報」とは、本学の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。

七 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 開示

（開示の請求）

第3条 学長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、保有個人情報開示請求書（別紙様式第1号）を提出し、当該開示の請求に係る手数料を納入する。この場合、開示請求者は、別に定めるところにより、当該請求者に係る保有個人情報の本人であること又は本人の法定代理人若しくは任意代理人（以下「代理人」という。）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 学長は、前項により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。学長は、必要な場合、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

3 第1項の手数料及びその納入方法は、別に定める。

（部局等への照会）

第4条 学長は、前条第1項の規定により開示請求があった場合、又は法第21条の規定により他の独立行政法人等から事案が移送された場合若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第22条の規定により行政機関の長から事案が移送された場合は、当該開示請求に係る保有個人情報を特定するため、部局等の長に照会を行うものとする。

（開示請求に対する措置）

第5条 学長は、前条の規定により特定された保有個人情報について、法第14条及び第15条の規定に基づき、その全部またはその一部を開示するときは、開示請求者に対し保有個人情報開示決定通知書（別紙様式第2号）により通知するものとする。

2 学長は、当該保有個人情報の全部を開示しないとき（法第17条の規定により当該開

示請求を拒否するとき及び当該保有個人情報保有していないときを含む。)は、開示請求者に対し、保有個人情報不開示決定通知書(別紙様式第3号)により通知するものとする。

- 3 前2項の規定による開示又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)の審査は法第14条、第16条及び第17条の規定並びに国立大学法人岐阜大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき行うものとし、必要に応じて情報公開審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会に意見を求めるものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行うものとする。ただし、第3条第2項の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、延滞なく、開示決定等期限の延長通知書(別紙様式第4号)により通知するものとする。

- 3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に決定等を行うことができる。この場合において、学長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、開示決定等期限の延長特例通知書(別紙様式第5号)により通知するものとする。

(事案の移送)

第7条 学長は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことについて正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、開示請求事案移送書(別紙様式第6-1号)により事案の移送を行うものとする。

- 2 学長は、開示請求に係る保有個人情報が法第22条第1項各号の場合に該当するときは、行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、開示請求事案移送書(別紙様式第6-2号)により事案の移送を行うものとする。

- 3 番号法第23条第1項及び第2項に定める特定個人情報の情報提供等の記録に係る事案の移送は、前2項の規定にかかわらず、これを行うことができない。

- 4 学長は、第1項及び第2項により事案を移送した場合は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を開示請求事案移送通知書(別紙様式第7号)により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第8条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等について、第三者意見書提出機会付与書(別紙様式第8-1

- 1号)により、意見書を提出する機会を与えることができるものとする。
- 2 学長は、前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容等について、第三者意見書提出通知書(別紙様式第8-2号)により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 一 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が法第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を法第16条の規定により開示しようとするとき。
- 3 学長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別紙様式第9号。以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示を決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、学長は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、反対意見書に係る開示決定通知書(別紙様式第10号)により通知しなければならない。

(開示の実施等)

- 第9条 開示請求に係る保有個人情報の開示は、別に定める方法により行うものとする。
- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から30日以内に、その求める開示の実施の方法等を保有個人情報開示実施方法等申出書(別紙様式第11号)により申し出なければならない。

第3章 訂正

(訂正の請求)

- 第10条 前条の規定により開示を受けた保有個人情報又は第7条第2項の規定に基づき本学から事案を移送した行政機関の長が開示の実施をした保有個人情報について、学長に対し、訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求する者(以下「訂正請求者」という。)は、当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、保有個人情報訂正請求書(別紙様式第12号)を提出するものとする。この場合、訂正請求者は、別に定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 2 学長は、前項により提出された訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

(部局等への照会)

- 第11条 学長は、前条第1項の規定により訂正請求があった場合又は法第33条の規定により他の独立行政法人等から事案が移送された場合若しくは行政機関個人情報保護法第34条の規定により行政機関の長から事案が移送された場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報について、部局等の長に照会するものとする。

(訂正請求に対する措置)

第12条 学長は、当該保有個人情報の訂正をするときは、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正決定通知書（別紙様式第13号）により通知するものとする。

2 学長は、当該保有個人情報の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、保有個人情報不訂正決定通知書（別紙様式第14号）により通知するものとする。

3 前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）の審査は法第29条の規定及び審査基準に基づき行うものとし、必要に応じて委員会を設置し、委員会に意見を求めるものとする。

（訂正決定等の期限）

第13条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内に行わなければならない。

ただし、第10条第2項の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正決定等期限の延長通知書（別紙様式第15号）により通知するものとする。

3 訂正決定等に特に長期間を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、学長は、第1項に規定する期間内に訂正請求者に対し、訂正決定等期限の延長特例通知書（別紙様式第16号）により通知するものとする。

（事案の移送）

第14条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報法第21条第3項に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等をする事について正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、訂正請求事案移送書（別紙様式第17-1号）により事案の移送を行うものとする。

2 訂正請求に係る保有個人情報が法第27条第1項第2号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、訂正請求事案移送書（別紙様式17-2号）により事案の移送を行うものとする。

3 番号法第23条第1項及び第2項に定める特定個人情報の情報提供等の記録に係る事案の移送は、前2項の規定にかかわらず、これを行うことができない。

4 学長は、第1項及び第2項により事案を移送した場合は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を訂正請求事案移送通知書（別紙様式第18号）により通知するものとする。

5 学長は、第1項又は第2項の規定により事案の移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関の長が訂正決定をしたときは、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第15条 学長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、保有個人情報提供先への訂正実施通知書（別紙様式第19号）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、番号法第23条第1項及び第2項に定める特定個人情報の

情報提供等の記録の訂正を実施した場合に、必要があると認めるときは、同一の記録を保有する者である総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報紹介者及び情報提供者に対し、遅滞なく、訂正実施通知書（別紙様式第19条）により通知するものとする。

第4章 利用停止

（利用停止の請求）

第16条 第9条の規定により開示を受けた保有個人情報又は第7条第2項の規定に基づき本学から事案を移送した行政機関の長が開示の実施をした保有個人情報について、学長に対し、法第36条の規定に基づき、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の措置を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は、当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、保有個人情報利用停止請求書（別紙様式第20号）を提出するものとする。この場合、利用停止請求者は別に定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 番号法第23条第1項及び第2項に定める特定個人情報の情報提供等の記録に係る利用停止の請求は、前項の規定にかかわらず、これを行うことができない。

3 学長は、第1項により提出された利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

（部局等への照会）

第17条 学長は、前条第1項の規定により利用停止請求があった場合は、当該保有個人情報の利用停止請求について、部局等の長に照会を行うものとする。

（利用停止請求に対する措置）

第18条 学長は、当該保有個人情報の利用停止をするときは、利用停止請求者に対し、保有個人情報利用停止決定通知書（別紙様式第21号）により通知するものとする。

2 学長は、当該保有個人情報の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、保有個人情報利用不停止決定通知書（別紙様式第22号）により通知するものとする。

3 前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）の審査は法第38条の規定及び審査基準に基づき行うものとし、必要に応じて委員会を設置し、委員会に意見を求めるものとする。

（利用停止決定等の期限）

第19条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内に行うものとする。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止決定等期限の延長通知書（別紙様式第23号）により通知するものとする。

3 利用停止決定等に特に長期間を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができるものとする。この場合において、

学長は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、利用停止決定等期限の延長特例通知書（別紙様式第24号）により通知するものとする。

第5章 審査請求

（審査請求の手続き）

第20条 第5条の規定による開示請求に対する措置、第12条の規定による訂正請求に対する措置及び第18条の規定による利用停止請求に対する措置について、不服のある者は、当該措置に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、学長に対し、審査請求をすることができる。この場合、審査請求人は、別に定めるところにより、本人であること又は代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（諮問）

第21条 学長は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、法第42条第1項の規定に基づき、審査請求書（別紙様式第25号）による審査請求があったときには、法第43条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、諮問書（別紙様式第26-1号、第26-2号又は第26-3号）により諮問するものとする。

（諮問した旨の通知）

第22条 学長は、前条の規定により審査会へ諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を諮問通知書（別紙様式第27号）により通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求に対する裁決）

第23条 学長は、審査会の答申に基づき、当該審査請求に対する裁決を行うものとし、審査請求人に対し、その裁決した旨を通知しなければならない。

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成16年岐阜大学規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付 その他 (_____)

＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	(1)窓口で開示請求を行う場合は、本請求書の提出時に、現金で納付してください。 (2)郵送で本請求書を提出する場合は、下記の方法で納付してください。 ①現金書留（本請求書を同封のこと） ②銀行振込（本請求書及び振込証明書等を同封のこと）
-----------------	---

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（特定個人情報の開示請求に限る）
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合（特定個人情報の開示請求に限る）、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第1号②

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の開示を請求する場合には、その旨を必ず記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は岐阜大学の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。窓口で開示請求を行う場合は、現金で納付してください。郵送で開示請求を行う場合は、現金書留又は銀行振込で納付してください。銀行振込の振込先は窓口にお問い合わせください。

なお、特定個人情報の開示を請求するに際し手数料の免除を受けようとする場合には、免除申請書も併せて提出する必要があります。詳しくは、開示請求窓口を確認してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による開示請求の場合（特定個人情報の開示請求に限る）

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間：〇月〇日から〇月〇日まで（土・日曜、祝日を除く。）
時間：
場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail:gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の14日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報不開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

開示決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

開示決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 平成〇年〇月〇日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

(独立行政法人〇〇) 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数その他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者: 情報公開担当
 電 話: 058-293-3297
 F A X: 058-293-2021
 e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

(他の行政機関の長) 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者: 情報公開担当

電 話: 058-293-3297

FAX: 058-293-2021

e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送通知書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条（第22条）第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先機関の名称	(移送先機関名) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

第三者意見書提出機会付与書

(あなた, 貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 13 条第 1 項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第 23 条第 1 項の規定に基づき, ご意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた, 貴社等) に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 国立大学法人 岐阜大学 岐阜大学総合企画部総務課
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者: 情報公開担当
電 話: 058-293-3297
FAX: 058-293-2021
e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（第三者利害関係人） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

第三者意見書提出通知書

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため，同法第23条第2項の規定に基づき，ご意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号， <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 国立大学法人 岐阜大学 岐阜大学総合企画部総務課
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

別紙様式第9号②

(説明)

1 「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

(土、日曜、祝日を除く9:30~17:00)

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

反対意見書に係る開示決定通知書

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報開示実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
	(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
	(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円 〕
〔 無 〕

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（特定個人情報の訂正請求に限る）
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合（特定個人情報の訂正請求に限る）、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第12号②

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による訂正請求の場合(特定個人情報の訂正請求に限る)

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(訂正請求者) 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報訂正決定通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこと とした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

訂正決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（独立行政法人〇〇） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正請求事案移送書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（他の行政機関の長） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正請求事案移送書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正請求事案移送通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（第34条）1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先機関の長	（機関の長） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

＜本件連絡先＞
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（個人情報提供先） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

訂正実施通知書

（他の行政機関の長）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正の実施を決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名，住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正の実施を決定する 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ ， 日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(特定個人情報の利用停止請求に限る)
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合(特定個人情報の利用停止請求に限る)、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第20号②

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第1号)
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する独立行政法人により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人の保有する個人情報保護に関する法律施行令第6条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による利用停止請求の場合（特定個人情報の利用停止請求に限る）

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者:情報公開担当
電 話:058-293-3297
FAX:058-293-2021
e-mail:gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

利用停止決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

利用停止決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用 停止決定等の期限の特 例）を適用する理由	
利用停止決定等をする 期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

審 査 請 求 書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

審査請求人

印

次のとおり審査請求をします。

1. 審査請求人の住所、氏名及び年齢
住 所

氏 名

印 （年齢 歳）

2. 審査請求に係る処分
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
第 条第 号の規定に基づく保有個人情報の不開示決定（不訂正決定、利用不停止）処分

3. 審査請求に係る処分があったことを知った日
平成 年 月 日

4. 審査請求の趣旨

5. 審査請求の理由

6. 処分庁の教示の有無および内容
「この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7. 添付書類

別紙様式第25号②

(説明)

1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る不開示決定（一部不開示含む）、不訂正決定、利用不停止決定の処分を受けた本人又は代理人の住所、氏名及び年齢を記載してください。氏名には押印が必要です。

2 審査請求に係る処分

保有個人情報の不開示、不訂正又は利用不停止決定通知書の決定内容を記載してください。

3 審査請求に係る処分があったことを知った日

開示決定等通知書を受け取った日を記載してください。

4 審査請求の趣旨

処分の全部取消し、部分取消しの別、その他申立ての趣旨をわかりやすく記載してください。

5 審査請求の理由

決定通知書に記載された理由が間違っていると考え理由をわかりやすく記載してください。

6 添付書類

不開示、不訂正又は利用不停止決定通知書の写し、及び開示、訂正又は利用停止請求書の写し、その他の参考資料を添付してください。

別紙様式第26-1号（第21条関係）

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-1号（第21条関係）

（別紙）

<p>1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る 開示決定等</p> <p>（開示決定等の種類）</p> <p><input type="checkbox"/> 開示決定</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示決定 （該当不開示条項）</p> <p><input type="checkbox"/> 不開示決定 （該当不開示条項）</p>	<p>（1）開示決定等の日付，記号番号</p> <p>（2）開示決定等をした者</p> <p>（3）開示決定等の概要</p>
<p>3 審査請求</p>	<p>（1）審査請求日</p> <p>（2）審査請求人</p> <p>（3）審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書（写し）</p> <p>② 保有個人情報開示決定通知書（写し）又は保有個人情報不開示決定通知書（写し）</p> <p>③ 審査請求書（写し）</p> <p>④ 理由説明書</p> <p>⑤ 開示の実施を行った保有個人情報</p> <p>⑥ その他参考資料</p>
<p>7 諮問庁担当課， 担当者名，電話， 住所等</p>	<p>〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297</p>

別紙様式第26-2号（第21条関係）

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-2号（第21条関係）

（別紙）

1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る 訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報不訂正決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297

別紙様式第26-3号(第21条関係)

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-3号（第21条関係）

（別紙）

1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る 利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保有個人情報利用不 停止決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297

諮 問 通 知 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（審査請求人等） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

平成 年 月 日付けの本学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平成 年（独個）第 号

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp